

原油コンデンセート アセスメントメソドロジー

2015年10月1日更新

1. 価格評価の対象期間の表記修正
2. 評価対象数量から外れた場合の取引の扱いについて明記
3. 4 頁、価格評価の原則を差し替え
4. 5 頁、「リムは、東京時間 15 時 30 分時点の現物 WTI、現物 BFO、DTD ブレント、現物 ドバイとドバイスワップ、DME/ドバイ、マーバン OSP スワップ、DTD/ドバイ、シンガポールクラックマージンの価格を評価する」と表記。
5. 6 頁、「当月の翌月」を「翌月」に、13 および 14 頁「当該日の翌月」を「翌月」に、7 頁、現物ドバイの評価対象期間の「当月の翌々月」を「レポート発行日の翌々月」に変更。
6. 10 頁、11 頁、プレミアムおよびディスカウントの評価について、DTD ブレントに「加味される」、OSP に「加味される」を「ベースとする」へ変更。
7. 10 頁、表内の「アラブミディアム」を「バノコアアラブミディアム」に変更、10 頁、表内の「ロワーザクム」および「ウムシャイフ」を削除
8. 12 頁、＜インドネシア原油バスケット価格＞と＜リム・スペシャル原油バスケット価格＞に注釈「アセスメントではなく、リムがアセスメントしている一部の油種の平均。」を挿入。
9. 14 頁、「4. その他の原油」の最後に「以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。」を挿入。
10. その他、文言の修正など

価格評価方法の適切性

リム情報開発株式会社（以下「当社」とする）が、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。当該目的を達成するため、当社は以下に記載する「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法を定めている。当社は当該目的を達成するために必要と判断するすべての基準と手続を「価格評価の一般原則」およびレポート毎の「価格評価の原則」に含めており、これを遵守して価格評価を実施することから、当社の価格評価方法は適切であると判断している。

第1章 価格評価の一般原則

第1条（価格評価の目的）

当社が実施し、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

第2条（価格評価の実施）

第1条に定めた目的を達成するため、当社は「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法（以下「アセスメントメソドロジー」とする）内に以下の項目を定め、これらに従って価格評価を実施する。

- 価格評価対象となる取引
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- スーパーバイザーによるレビュー態勢
- 市場情報の信頼性および充分性
- 価格評価の整合性および一貫性を保持するための方策
- 価格評価対象から除外される取引
- アセスメントメソドロジーの定期的な見直しおよび変更プロセス
- 価格評価の変更および訂正
- 受渡数量基準
- 特定の数量単位（バレル等）が用いられる理由

第3条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。価格評価の対象とする取引の詳細については、その対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」内の情報、および取引所等の特定市場情報とあわせてレポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第4条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引のうち最も有効かつ利便性があると当社が判断する時間を価格評価の対象時間とする。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第5条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、価格評価のために採用する市場情報、および採用する市場情報が複数存在する場合の優先順位を定める。詳細については、レポート毎のアセスメントメソッドロジ内に記載することとする。

第6条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油会社、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家等に取材を実施することとする。
各レポートチームは、取材先の地域性および取材先から取得した情報の種類について偏りがないか検討することとする。取材先の地域性や情報の種類に偏向性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。検討の結果、取材先から除外すべきであると判断された場合には、社長の承認を得た上で取材先から除外する。

第7条（取材方法）

中立性、公正性の観点から適切な資質および技術を有していると当社が判断する取材担当者が、電話を主体に電子メール、チャット等を駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、原則として取材先の会社へ直接電話することにより、当該担当者が在籍していることを確認することとする。

第8条（スーパーバイザーの設置および役割）

各レポートに対して、2名以上のスーパーバイザーを設置する。レポート公表前に、各レポートに設置されたスーパーバイザーのうち少なくとも1名が、価格評価がアセスメントメソッドロジに遵守して行われており、整合性および一貫性が保持されているかという観点からレビューを実施することとする。
レビュー実施後は、スーパーバイザーからレポートチームメンバーに電子メールで送信したレビュー証跡を、各レポートチームの共有フォルダー内に保管することとする。

第9条（スーパーバイザーの選定）

社長以外の者をスーパーバイザーとして設置する場合は、原則として所属するレポートチーム以外から、価格評価対象商品および市場について十分な経験および知識を有したものを、取締役会の承認を得た上で選定することとする。

第10条（スーパーバイザーによるレビュー品質の維持）

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するため、社長以外の者がスーパーバイザーとしてレビューを実施したレポートについては、必要に応じて社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、社長が署名したスポットチェック証跡をPDF化し、社長のPCフォルダー内に保管することとする。

第11条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の担当者間での価格評価結果の整合性および一貫性を保持するため、スーパーバイザーによるレビューの他、価格評価シミュレーションを定期的実施することとする。

第12条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した市場情報が関連当事者との取引に関する情報、恣意的な情報その他異常な情報でないかを当該取材先および他の複数の取材先に確認し、
原油コンデンセート アセスメントメソッドロジ
Effective Oct 1, 2015

必要に応じて精査することとする。関連当事者との取引情報や恣意的な情報等の異常な市場情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価に採用する市場情報から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらのうち重要な専門家判断は、各レポートチームの取材メモ、アセスメント経緯シート等に記録することとする。情報提供者から提供された市場情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じて情報提供者のバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

一部の流動性の低い市場においては、価格評価に使用する市場情報が単一の取材先からのみ得られる場合がある。そのような場合においても、本アセスメントメソドロジーに定める手続により当該市場情報が価格評価のために採用可能であるかどうかを判断することとし、当該市場情報が単一の取材先からのみ得られている事実をもって、価格評価に採用する市場情報から除外すべきであるとは判断しないものとする。

情報提供者に対しては、アセスメントメソドロジーをWEB上に公開し、また協力を要請することで、当社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報が提供されるものと期待している。

第13条（アセスメントメソドロジーの公開）

取締役会により承認されたアセスメントメソドロジーは、当社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。

第14条（アセスメントメソドロジーの定期的な見直し）

アセスメントメソドロジーは年1回（毎年10月開催の取締役会時）、および商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施する。見直しの結果、必要であると認められた場合においてはアセスメントメソドロジーの変更を検討することとする。アセスメントメソドロジーの見直しを実施するにあたっては、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。

第15条（アセスメントメソドロジーの変更）

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更が必要と判断された場合、関連するレポートチーム内で十分に議論した上で変更点を稟議事項とし、役員承認を得ることとする。役員による変更点の承認後、アセスメントメソドロジー変更の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、アセスメントメソドロジー変更を実施する旨、および変更日を各レポート上で告知することとする。

役員による変更点の承認後、当該変更点を反映したアセスメントメソドロジーを変更日までに取締役会において承認するものとする。

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更にあたっては、外部取引先、購読者などの利害関係者から変更内容に関する質問を受け付けることとする。当該質問およびこれに対する当社の回答については原則としてレポートまたはWEB上で公開することとするが、利害関係者が非公開を希望する場合、その他利害関係者との信頼関係を保持するために必要であると当社が判断する場合は非公開とする。

価格評価方法に影響を与えないアセスメントメソドロジーの訂正については、役員による承認を受けた後に、レポート上で訂正に関する告知を行い、速やかに訂正を反映する。

第16条（評価価格の変更および訂正）

レポート上で公開した評価価格については、公開後に変更を実施しないこととする。ただし、誤字、脱字、タイプミスによる訂正は除く。

第2章 原油コンデンセートにおける価格評価の原則

価格評価の目的：

価格評価の目的は、レポートの発行日に取引された標準的なスポット売買の実勢相場を表すことにある。

価格の定義：

取引が成立しない場合でも製品の価値は変動するものとする。価格とは、変動する製品の価値を計るものとする。製品の価値は、需給や生産コスト、他の市場状況やプレーヤーの観点によって変動するものとする。

評価の方法：

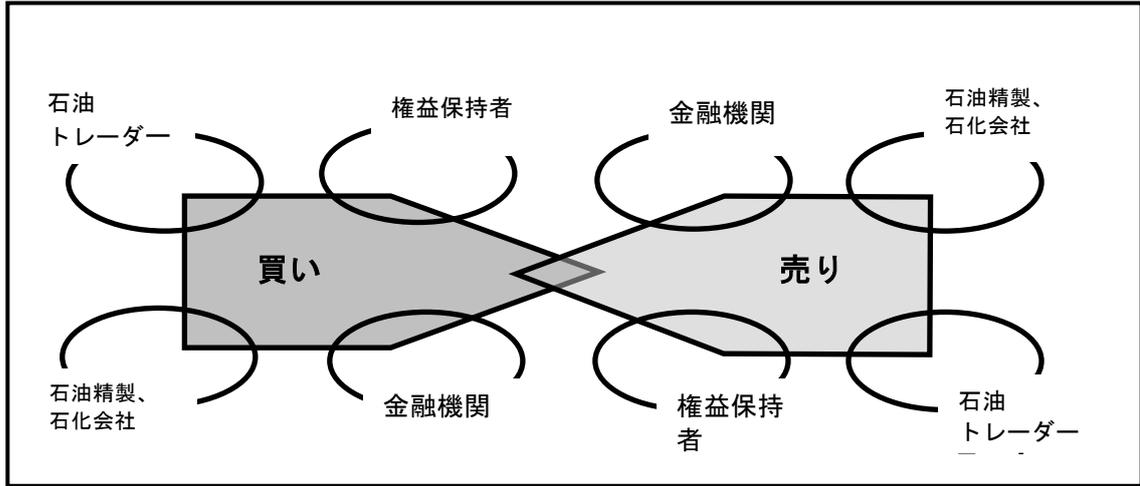
価格評価は、レポート発行日に得た成約情報、売買唱え、需給状況が基本的な要素となる。このうち価格評価時間内で、最新の成約、売唱え、買唱えを最優先に評価価格を確定する。成約、売買唱えがない場合は、売り気配、買い気配を参考にする。売り手と買い手の競争によって製品の価格が決定するものとする。「高い売唱え」に比べて「低い売唱え」、また「低い買唱え」に比べて「高い買唱え」が評価される価格となる。カーゴの数量や荷積み/荷揚げ時期、品質や支払期間といった標準的な規格や条件を基に評価の対象に組み込むものとする。

取引数量の単位はバレル、取引通貨の単位はドルとする。原油業界では、バレルあたりのドルをもとに取引することが慣習であり、これに沿って単位を規定している。

●現物/ペーパー 原油

リムは、東京時間 15 時 30 分時点の現物 WTI、現物 BFO、DTD プレント、現物ドバイとドバイスワップ、DME/ドバイ、マーバン OSP スワップ、DTD/ドバイ、シンガポールクラックマージンの価格を評価する。これらの価格はすべて、リムの記者が日々の営業日に市場で調査した情報を基に評価する。

現物原油 (先物とフォーワード) 市場の構造

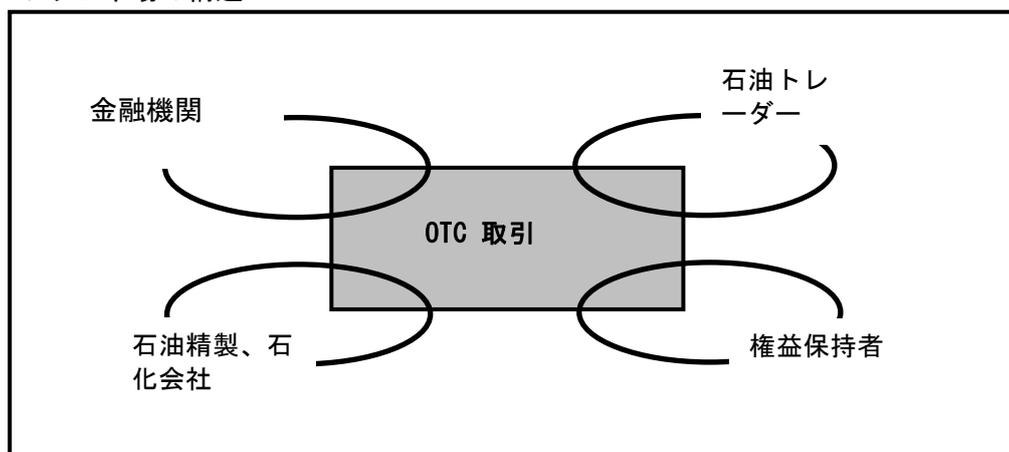


現物原油の市場は、基本的に 4 つのカテゴリーのプレーヤーで構成させる。オイルトレーダー、石油精製および石化会社、金融機関と権益保持者。買唱えと売唱えが一致したときに、取引が成約に至る。

リムが定義する 4 つのプレーヤーは以下のとおり

石油トレーダー	原油/コンデンセートを主に取引し、原油価格を基にした派生商品を、現物の原油取引に対しリスクヘッジする会社。
石油精製および石化会社	現物の原油を自社の製油所向けに購入すると共に、原油価格を基にした派生商品を、現物の原油取引に対するリスクヘッジする会社。石化会社は主に、コンデンセートやナフサを自社設備向けに購入する。ただし、状況によっては売り手に転じる場合もある。
金融機関	原油価格を基にした派生商品を、売買品目の一つとして扱う会社。原油価格を基にした派生商品を取引する金融機関は、通常、現物市場のポジションも持つことが多い。
権益保持者	油田およびガス田の権益を保有し、それらを国際市場で販売する会社。また、原油、コンデンセートおよびナフサの価格を基にした派生商品を、現物取引に対するリスクヘッジする会社。

原油スワップ市場の構造



原油スワップ市場は、以下の4つのカテゴリーのプレーヤーで構成される。金融機関、石油トレーダー、石油精製および石化会社と権益保持者である。原油スワップの価格評価は、OTC取引での売買を対象とする。

リムが定めるスワップ市場での4つのプレーヤーは以下のとおり

石油トレーダー	原油およびコンデンセートを主に取引し、原油価格を基にした派生商品を、現物の原油取引に対しリスクヘッジする会社。
石油精製および石化会社	現物の原油を自社の製油所向けに購入すると共に、原油価格を基にした派生商品を、現物の原油取引に対するリスクヘッジする会社。石化会社は主に、コンデンセートやナフサを自社設備向けに購入する。ただし、状況によっては売り手に転じる場合もある。
金融機関	原油価格を基にした派生商品を、売買品目の一つとして扱う会社。原油価格を基にした派生商品を取引する金融機関は、通常、現物市場のポジションも持つことが多い。
権益保持者	油田やガス田に権益を保有し、その原油やコンデンセートを国際市場で販売する会社。また、原油、コンデンセートやナフサなどの価格を基にした派生商品を、現物取引に対するリスクヘッジする会社。

<現物WTI>

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
評価対象期間	各月 1～25 日は、翌月を対象とする。各月 26 日から月末は、翌々月を対象とする。
標準数量	50 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

<現物 BF0>

*BF0 は、ブレント、フォーティーズ、オズバーグの 3 油種を対象とする。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
評価対象期間	ICE で取引されるブレント先物の当限の前月を対象とする。 ICE で当限が納会した場合は、翌月が対象月となる。
標準数量	50 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

<DTD ブレント>

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
評価対象期間	ICE で取引されるブレント先物の当限の前月を対象とする。 ICE で当限が納会した場合は、翌月が対象月となる。
標準数量	50 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

<現物 ドバイ>

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
評価対象期間	レポート発行日の翌々月を対象とする。
標準数量	50 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

<ドバイスワップ>

ドバイスワップの具体的な価格情報が聞かれない場合、記者はスワップ価格を査定するため、WTI 原油とブレント原油の格差 (EFS) や、ブレントとドバイの格差 (EFS) などの関連指標を用いる場合がある。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	当月の限月は、レポート発行日と同月とする。当月限は、翌月の最初の営業日に翌月に移行する。
標準数量	5 万～20 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

<DME/ドバイ>

*DME/ドバイのスワップ契約は、DME スワップ価格とドバイスワップ価格の格差を意味する。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	当月の限月は、レポート発行日と同月とする。当月限は、翌

	月の最初の営業日に翌月に移行する。
標準数量	2万5,000~50万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

<マーバン OSP スワップ>

*マーバン OSP スワップ契約は、ドバイスワップ価格とマーバン原油の毎月の公式販売価格 (OSP) の格差を意味する。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	当月の限月は、レポート発行日と同月とする。当月限は、翌月の最初の営業日に翌月に移行する。
標準数量	2万5,000~50万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

<DTD/ドバイ>

*DTD/ドバイスワップ契約は、DTD ブレントスワップ価格とドバイスワップ価格の格差を意味する。

価格評価時間	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	ICE で取引されるブレント先物の当限の前月を対象とする。ICE で当限が納会した場合は、翌月が対象月となる。
標準数量	2万5,000~10万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

<シンガポールクラックマージン>

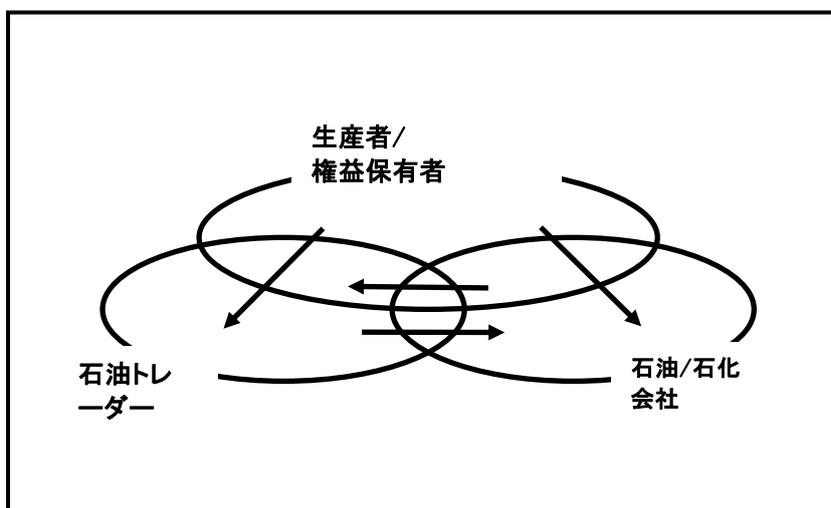
*シンガポールクラックマージンは、ナフサ、ジェット燃料油、軽油、180cst 重油および 380cst 重油のペーパースワップの、ドバイスワップ価格および DTD ブレントスワップ価格に対する格差を意味する。

価格評価時間	レポート発行日前日の東京時間 17 時 30 分のものとする。
価格単位	すべてバレルあたりのドルとする。
対象期間	当月の限月は、月末起算 19 日目までは、レポート発行日と同月とする。当月限は、月末起算 18 日目から、翌月に移行する。
標準数量	5万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

●現物原油およびコンデンセート（フィジカル原油）

リムは中東、南方、アフリカおよびその他地域の原油、コンデンセートのスポット価格を、それぞれの市場の取引価格をもとに査定する。

現物原油およびコンデンセート市場の構造



リムは、現物原油およびコンデンセート市場は、生産者/権益保有者、石油トレーダー、石油/石化会社という3つの取引主体によって構成されると考える。リムは、標準的なスポット成約が具現しうる現物原油価格を査定する。一方、スポット市場での流動性の低い油種については、最低でも6ヵ月、スポット成約がない油種を随時、アセスメントの対象から除外する。

リムは、標準的な現物原油およびコンデンセートのスポット取引を下記のように定義付ける。

ケース1	生産者が原油およびコンデンセートのカーゴをトレーダーにスポット販売する
ケース2	生産者が原油およびコンデンセートのカーゴを石油/石化会社にスポット販売する
ケース3	トレーダーが原油およびコンデンセートのカーゴを別のトレーダーあるいは石油/石化会社にスポット販売する
ケース4	石油会社が原油およびコンデンセートのカーゴを別の石油/石化会社あるいはトレーダーにスポット販売する

リムは、現物原油およびコンデンセート市場の取引主体を下記のように定義付ける。

生産者	原油およびコンデンセートを生産し、輸出する企業
権益保有者	油田およびガス田に権益を保有し、そこで現物の原油およびコンデンセートを生産し、さらにそれを国際市場に販売する企業
石油トレーダー	国際市場で現物の原油およびコンデンセートを売買する企業
石油/石化会社	現物の原油およびコンデンセートを購入し、精製基材や原料として用いる企業

1. 中東原油およびコンデンセート

リムは以下の油種について、東京時間 15 時 30 分までに報告された成約や売買唱えを基準とし、スポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

ドバイ、オマーン、マーバン、ダス、アッパーザクム、カタールランド、カタールマリン、アルシャヒーオン、バノコアラブミディアム、バスラライト、イラニアンライト、イラニアンヘビー、マシラ、マリブライト、D.F.C.、L.S.C.、バスラヘビー

プレミアムおよびディスカウントの評価

各種原油およびコンデンセートのプレミアムおよびディスカウントは、政府やそれに相当する機関が定めた、または合意した公式販売価格、ドバイ市況あるいは DTD ブレントをベースとする。

絶対値の評価

絶対値評価は、二つの部分から構成される。プレミアムもしくはディスカウントおよび、OSP と以下に示した指標原油。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	油種	指標
ドバイ	ドバイ市況の月間平均	アルシャヒーオン	ドバイ市況の月間平均
オマーン	オマーン石油ガス省の公式販売価格とドバイ市況の月間平均	バノコアラブミディアム	サウジアラムコのアラブミディアムの公式販売価格
マーバン	アブダビ国営石油の公式販売価格	バスラライト	イラク石油販売公社の公式販売価格
イラニアンライト	イラン国営石油の公式販売価格	イラニアンヘビー	イラン国営石油の公式販売価格
アッパーザクム	アブダビ国営石油の公式販売価格	マシラ	DTD ブレント
カタールランド	カタール国営石油の公式販売価格	マリブライト	DTD ブレント
カタールマリン	カタール国営石油の公式販売価格	D.F. コンデンセート	ドバイ市況の月間平均
L.S. コンデンセート	ドバイ市況の月間平均	ダス	アブダビ国営石油の公式販売価格
バスラヘビー	イラク石油販売公社の公式販売価格		

*D.F. コンデンセートは、デオドライズド・フィールド・コンデンセート

*L.S. コンデンセートは、ロー・サルファー・コンデンセート

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分に締め切る。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し (FOB)
対象期間	レポート発行日の翌々月に船積みするカーゴを対象とする。
標準数量	50 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積み地	各原油およびコンデンセートの主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

2. アジア原油およびコンデンセート

リムは以下の油種について、東京時間 15 時 30 分までに報告された成約や売買唱えを基準とし、スポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

<インドネシア原油およびコンデンセート>

ミナス、シンタ、ウィデュリ、デュリ、ララン、ハンディルミックス、アタカ、ベリーダ、アルジュナ、アルンコンデンセート、ワリオ、セニパコンデンセート

<その他>

タピス、ラブアン、ノースウェストシェルフコンデンセート、ミューティニアエクスティア、クツブ、ラミナリア、バラナス、ジップスランド、コサック、バンゴ、プレニーズ、セリアライト、大慶、エンフィールド、ステイバロー、ビンセント、バクホー、ランドン、スツデン、キケ、キタン、T.G.T (テギアクトラン)、チムサオ、ミリ、キマニス

プレミアムおよびディスカウントの評価

各種原油およびコンデンセートのプレミアムおよびディスカウントは、インドネシア原油価格 (ICP)、DTD ブレント、また中国政府による各種の公式販売価格 (OSP) をベースとする。

絶対値の評価

絶対値評価は、二つの部分から構成される。プレミアムもしくはディスカウントおよび、ICP を含む OSP と以下に示した DTD ブレントなどの指標原油。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	油種	指標
インドネシア原油	インドネシア政府の公式販売価格 (インドネシア原油価格、ICP)	タピス	DTD ブレント
セリアライト	無し	ラブアン	DTD ブレント
ノースウェストシェルフコンデンセート	DTD ブレント	大慶	中国政府の公示販売価格
クツブ	DTD ブレント	ラミナリア	DTD ブレント

油種	指標	油種	指標
バラナス	DTD ブレント	ジップスランド	DTD ブレント
バクホー	DTD ブレント	コサック	DTD ブレント
ランドン	DTD ブレント	ミューティニエクスティア	DTD ブレント
スツデン	DTD ブレント	エンフィールド	DTD ブレント
ステイバロー	DTD ブレント	ビンセント	DTD ブレント
バンゴ	DTD ブレント	ピレニーズ	DTD ブレント
キケ	DTD ブレント	キタン	DTD ブレント
T. G. T.	DTD ブレント	チムサオ	DTD ブレント
ミリ	DTD ブレント	キマニス	DTD ブレント

<インドネシア原油バスケット価格>

- インドネシア産軽質原油バスケット価格 (ILCB)
- インドネシア中質原油バスケット価格 (IMCB)
- インドネシア産中・重質原油バスケット価格 (IMHCB)

	バスケット価格
ILCB	ベリーダ、アタカおよびハンディルミックスの平均価格
IMCB	ミナス、シンタおよびウィデュリの平均価格
IMHCB	ミナス、シンタ、ウィデュリおよびデュリの平均価格

※ILCB、IMCB、IMHCB はアセスメントではなく、リムがアセスメントしている一部の油種の平均。

<リム・スペシャル原油バスケット価格>

- 中国石油製品用原油バスケット価格 (BPCP)

	バスケット価格
BPCP	中国政府が国内石油製品の価格調整を行う際に参照する以下の原油価格の平均値。ドバイ、DTD ブレントおよびシンタ

※BPCP はアセスメントではなく、リムがアセスメントしている一部の油種の平均。

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分時点で締め切る。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し (FOB)
対象期間	各月 1 日～15 日は、翌月に船積みするカーゴを対象とする。 各月 16 日～月末日は、翌々月に船積みするカーゴを対象とする。
標準数量	20 万～60 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積み地	各原油およびコンデンセートの主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

3. アフリカ原油

リムは以下の油種について、東京時間 15 時 30 分までに報告された成約や売買唱えを基準とし、スポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

<アフリカ原油>

ボニーライト、ブラスリバー、クワイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフロール、ザフィーロ、ドバ、ナイルブレンド、ダーブレンド

プレミアムおよびディスカウントの評価

ボニーライト、ブラスリバー、クワイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフロール、ザフィーロ、ドバおよびダーブレンドのプレミアムおよびディスカウントは、DTD ブレントをベースとする。ナイルブレンドのプレミアムおよびディスカウントは、インドネシア政府の定めるマイナスの ICP をベースとする。

絶対値の評価

ボニーライト、ブラスリバー、クワイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフロール、ザフィーロ、ドバおよびダーブレンドの絶対値は、DTD ブレントおよび各油種のプレミアムおよびディスカウントで構成される。ナイルブレンドは、マイナス ICP と、プレミアムおよびディスカウントで構成される。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	油種	指標
ボニーライト	DTD ブレント	ジラソル	DTD ブレント
ブラスリバー	DTD ブレント	ハンゴ	DTD ブレント
カビンダ	DTD ブレント	ナイルブレンド	マイナス ICP
ジェノ	DTD ブレント	ダーブレンド	DTD ブレント
ネンバ	DTD ブレント	クワイボ	DTD ブレント

アグバミ	DTD ブレント	ダリア	DTD ブレント
ザフィーロ	DTD ブレント	パズフロール	DTD ブレント
ドバ	DTD ブレント		

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分に締め切る。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。積地渡し (FOB)
評価対象期間	各月 1~20 日は、翌月に船積みするカーゴを対象とする。各月 21 日~月末日は、翌々月に船積みするカーゴを対象とする。
標準数量	ポニーライト、ブラスリバー、クワイボ、アグバミ、カビンダ、ジェノ、ジラソル、ハンゴ、ネンバ、ダリア、パズフロール、ザフィーロ、ドバは、95 万バレルを標準数量とする。ナイルブレンドおよびダーブレンドは、60 万~100 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積み地	各原油の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

4. その他の原油

リムは以下の油種について、東京時間 15 時 30 分までに報告された成約や売買唱えを基準とし、スポット価格を査定する。すべての価格は、リムの記者が各営業日における市場調査を通じて入手した情報をもとに査定される。以下の油種の品質格差は、川下の石油製品市場および石油化学製品の需給を反映して変動しうることを、記者は考慮に入れる。

ソコール、サハリンブレンド、エスポ プレミアムおよびディスカウントの評価

ソコールとサハリンブレンドのプレミアムおよびディスカウントは、韓国ヨウス着を対象とし、ドバイ市況をベースとする。エスポは、ロシアのコズミノ港積みを対象とし、ドバイ市況をベースとする。

絶対値の評価

ソコール、サハリンブレンドおよびエスポの絶対値は、ドバイ市況の月間平均値および各油種のプレミアムおよびディスカウントで構成される。市場で絶対値の取引がない場合、市場で得られる各種スワップの評価をもとに評価する。

油種	指標	構成
ソコール	ドバイ市況の月間平均	ヨウス着ベース*
サハリンブレンド	ドバイ市況の月間平均	ヨウス着ベース*

エスポ**	ドバイ市況の月間平均	コズミノ積み
-------	------------	--------

*ソコール、サハリンブレンドの市況評価は、ヨウス着ベース。ただ、他の到着地を対象とした取引や商談においては、その到着地とヨウスとの海上運賃の違いなどを考慮し、ヨウス着の価格を評価する。

**エスポは、イースタン・シベリアン・パイプライン・オイル

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分に締め切る。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。ソコールとサハリンブレンドはヨウス着ベース。エスポはコズミノ積みベース。
評価対象期間	すべての価格はレポート発行日の翌々月に船積みされるカーゴを対象とする。
標準数量	70 万～74 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積み地	各原油の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

アゼリ、ウラル、フォーティーズ、キャスティラブレンド

プレミアムおよびディスカウントの評価

アゼリのプレミアムおよびディスカウントは、インドネシアおよびタイを含む東南アジア着を対象に、DTD ブレントをベースとする。ウラルとフォーティーズは、日本、韓国および中国を含む北東アジア着を対象に、DTD ブレントをベースとする。キャスティラブレンドは日本、韓国および中国着を対象に、ドバイ市況の月間平均をベースとする。

絶対値の評価

アゼリ、ウラルおよびフォーティーズの絶対値の評価は、DTD ブレントおよび各油種のプレミアムもしくはディスカウントで構成される。キャスティラブレンドは、ドバイ市況の月間平均値およびプレミアムもしくはディスカウントで構成される。

油種	指標	構成
アゼリ	DTD ブレント	東南アジア着ベース*
ウラル	DTD ブレント	北東アジア着ベース**
フォーティーズ	DTD ブレント	北東アジア着ベース**
キャスティラブレンド	ドバイ市況	北東アジア着ベース**

* アゼリの市況評価は、東南アジア着ベース。ただ、他の到着地を対象とした取引や商談においては、その到着地と東南アジアとの海上運賃の違いなどを考慮し、東南アジア着の価格を評価する。

**ウラル、フォーティーズおよびキャスティラブレンドの市況評価は、北東アジア着ベー

ス。ただ、他の到着地を対象とした取引や商談においては、その到着地と北東アジアとの海上運賃の違いなどを考慮し、北東アジア着を算出する。

アゼリ、ウラルおよびフォーティーズについて、地中海および(ウラルおよびフォーティーズにおいて)北西ヨーロッパ積みを対象とした取引や商談においてはそれを考慮し、地中海および北西ヨーロッパからの海上運賃を加算する。

キャストイラブレンドについて、コロンビア積みを対象とした取引や商談においては、それを考慮し、コロンビアからの海上運賃を加算する。

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 15 時 30 分に締め切る。
単位および対象形態	すべてバレルあたりのドルとする。アゼリは東南アジア着ベース。ウラル、フォーティーズおよびキャストイラブレンドは北東アジア着ベース。
評価対象期間	すべての価格はレポート発行日の翌々月に船積みされるカーゴを対象とする。
標準数量	100 万～200 万バレルを標準数量とする。標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積み地	地中海、北西ヨーロッパ(ウラルおよびフォーティーズの場合)、コロンビア(キャストイラブレンドの場合)の主要な輸出基地出しのカーゴを対象とする。

リムトレーディングボードに基づく原油/コンデンセートの評価方法

時間	東京時間 14 時 30 分～15 時 30 分。この時間内に提示されたすべての売唱え/買唱えおよび成約のうち、最新の成約および唱えを評価の参考とする。
参加者	売唱え/買唱えおよび成約の情報は、上記の時間内に電子メール、電話またはインスタントメッセージでリムに報告する必要がある。ブローカーに提示した情報は、ブローカーがリムに報告する必要がある。また、リムにおいて登録が済んだ参加者は、自らリムトレーディングボードへ唱えもしくは、成約情報を提示することが出来る。
対象	原油およびコンデンセートは、リムが市況評価の対象としている油種に限られる。ただ、リムは編集上の判断に基づいて、市況評価の対象となっていない油種について掲載する場合もある。
標準数量	最小取引単位は、現物取引においては 10 万バレル、ペーパーズワップ取引においては、5 万バレルとする。最少取引単位を下回る場合、価格評価の参考としない。
その他の条件	1) 売唱え/買唱えおよび成約については、各指標原油との格差(いわゆる市況連動価格)もしくは、絶対値価格を報告する。 2) 現物取引、ペーパー取引を問わず、売唱え/買唱えおよび成約については、リムが定めた時間内のものでなければならない。時間外の売唱え/買唱えおよび成約の掲載の可否については、リムが判

	<p>断する。</p> <p>3) 売唱え/買唱えについて、市場参加者が有効期限を限定したい場合は、その旨と詳細をリムに報告する。</p> <p>4) 以上の項目および方針以外については、リムの原油/コンデンセートのアセスメントメソドロジーに準じる。</p>
原則	<p>1) リムは、状況に応じて売唱え/買唱えおよび成約の当事者以外の第三者から提供された情報を掲載するものとする。この場合、リムがこの第三者から提供された情報を、その売唱え/買唱えおよび成約の当事者に確認できた場合に限り、リムの裁量においてこの情報を更新するものとする。</p> <p>2) 売唱え/買唱えおよび成約については、リムが会社名を公表することを基本とする。</p> <p>3) リムは報告された情報について、掲載の可否を判断する権利をする。</p> <p>4) 売唱え/買唱えは正式なものでなければならない。売唱え/買唱えに対して、その価格水準で相手方が取引を求めたにも関わらず、意図的に取引をしない、あるいは取引できないケースが続く場合、その売唱えまたは買唱えを提示した参加者に対しては、リムの裁量において、罰則を科すことができるものとする。</p> <p>5) リムは、売唱え/買唱えおよび成約を価格評価の参考とする。しかし、リムは価格評価において、市場の基礎的要因や相場の地合いなど、多様な要素を考慮しているため、売唱え/買唱えおよび成約情報を額面通りに採用するかどうかについては、リムの裁量によるものとする。</p>
免責事項	<p>リムトレーディングボードは情報提供だけを目的としたものであり、仲介取引、いわゆるブローキングを目的とはしない。リムトレーディングボードを通じた売り手と買い手の交渉の結果および過程について、リムは責任を負わないものとする。交渉においては、売り手と買い手が直接行うものとする。また、売唱え/買唱えおよび成約に関するすべての責任は、その当事者に属するものとする。</p>